

## 意見提出が30日未満の場合のその理由

ジャガイモシロシストセンチュウ（以下「本線虫」という。）は、我が国の重要な農作物であるばれいしょ等のなす科植物の地下部に寄生し、当該植物を枯死させるため、農業生産に甚大な被害を与えるおそれがあることから、我が国への侵入を警戒する重要病害虫です。

これまでに実施した調査で本線虫が確認された北海道網走市の一部地域については、植物防疫法（昭和25年法律第151号）第17条第2項及び第18条第1項の規定に基づき、ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に関する省令（平成28年農林水産省令第61号）及びジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に関する告示（平成28年9月23日農林水産省告示第1827号）において防除区域に指定するとともに、平成28年10月23日から平成32年3月31日まで防除期間として定め、緊急防除を講じてきたところです。

本年度に実施した調査により、北海道大空町の一部地域で新たに本線虫の発生が確認されました。

この度、上述の調査結果を踏まえ、農林水産省において、新たに本線虫の発生が確認された地域を緊急防除の防除区域に追加する省令・告示案を取りまとめたことから、国民の皆様から意見・情報の募集を開始することとしました。一方、ばれいしょ等の出荷時期に鑑み、効果的・効率的な防除を行うためには、可能な限り早急に緊急防除を開始する必要があります。

本件は、行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第4項第1号の「公益上、緊急に命令等を定める必要があるため、第1項の規定による手続（以下「意見公募手続」という。）を実施することが困難であるとき。」に該当し、必ずしも事前に案を公示して意見の募集を行う必要はないと考えられますが、国民の皆様から広く意見・情報を伺うことが有益であると考え、同法第40条第1項の規定に基づき必要最小限の期間を設定し、あらかじめ意見・情報の募集を行うこととしたものです。